

成牛せり市における見舞金制度の実施について（お知らせ）

平素より当家畜市場をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

みだしの件について、令和4年3月24日の成牛せり市より出荷者・購買者にご負担いただき、売買牛の事故見舞金制度（県内全市場共通）を開始することといたしました。

下記内容で実施いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 見舞金制度について

項目	内容
創設目的	牛伝染性リンパ腫や責任が明確にできない枝肉全廃棄・死亡事故への対応のため見舞金制度を創設することにより、適正な市場運営を図る
見舞金	せり落札価格（消費税抜）を基本とし、運用時の負担割合に基づき見舞金（不課税）を支出する
徴収額	出荷者・購買者からそれぞれ1頭当たり1,100円（消費税込）
徴収対象	売買が成立した牛 ※育成牛、評価牛については徴収せず対象としない

2. 見舞金制度の詳細

1) 牛伝染性リンパ腫の場合

項目	適用内容
見舞金対象	と畜場全廃棄とする ※死亡牛は対象としない
対象期間	せり後244日以内とする ※対象牛の搬入日まで
運用時の負担割合	せり落札価格（消費税抜）に対して ・せり後 1～ 7日 : 出荷者が100%負担 ・せり後 8～ 31日 : 出荷者が50%負担し見舞金から50%支出 ・せり後 32～ 244日 : 見舞金から100%支出 ※7日以内の場合、その他経費（手数料等）については、出荷者負担とする

2) その他事故の場合

項目	適用内容
見舞金対象	出荷者および購買者の責任が明らかでない、と畜場全廃棄または死亡牛
対象期間	死亡牛についてはせり後7日以内とする と畜場全廃棄はせり後31日以内とする
運用時の負担割合	せり落札価格（消費税抜）に対して ・せり後 1～ 7日 : 出荷者が25%負担し見舞金から50%支出 ・せり後 8～ 31日 : 見舞金から50%支出 ※と畜場全廃棄のみ適用 ※7日以内の場合、その他経費（手数料等）については、両者折半とする

① せり日を1日目とし、と畜場への搬入日が対象期間内であることとする

② 事故報告書および必要書類を事故発生後10日以内に提出すること

3. 見舞金制度開始日

令和4年3月24日成牛せり市より

4. その他

見舞金制度が適用される案件は、せり市における公正な取引に基づくものとし、虚偽又は疑義のある案件については対象外とするとともに、市場業務規程に基づく処置を行います。

当制度を適正かつ公正に運用する為、ご理解ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

始良中央家畜市場

あいら農業協同組合

代表理事組合長

殿

始良中央家畜市場 成牛事故報告書 兼 見舞金交付申請書

令和 年 月 日貴市場で購入した成牛が死亡・枝肉全廃棄となったので報告します。

記

1. 死亡・枝肉全廃棄となった成牛

せり市 年月日	入場 番号	性別	個体識別 番号	せり価格 (消費税抜)

2. 事故の内容

1) 死亡の場合

死亡 年月日	死亡の内容(病名)

2) 枝肉全廃棄の場合

廃棄 年月日	廃棄の理由(病名)	と畜場 搬入日

3. 添付書類

- 1) 死亡牛の登記・登録証明書の写し
- 2) 当該牛の治療等に立合った獣医師の診断書、検案書
- 3) 原則として当該牛の事故確認のできる現状写真
- 4) 廃棄証明書(廃棄命令書)
- 5) その他必要な書類(個体識別情報等)

上記のとおり、牛が死亡・枝肉全廃棄となったので見舞金を申請します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

●見舞金額 ※ 市場が記入します。

セリ日から 事故日までの日数	せり価格 (消費税抜)	見舞金額 (消費税抜)	※今回の 摘要	備考

※ 今回の摘要

1. 白血病での枝肉廃棄 A セリ後7日以内(生産者100%負担)
B セリ後8~31日(生産者50%、見舞金50%) 32日~244日 (見舞金100%)
2. 枝肉廃棄(責任不明確) C セリ後7日以内(生産者25%負担、見舞金50%)
D セリ後8~31日(見舞金50%)
3. 死亡(責任不明確) E セリ後7日以内(生産者25%負担、見舞金50%)